

＜事業者が公表する安全情報＞

【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府県市町村名
- 事業許可／届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：+ONEマーク取得） 等

【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命浮輪／救命浮環、救命いかだ／救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

【事故情報】

- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

【行政処分の情報】

- 事業の停止命令
- 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用停止命令
- 輸送の安全の確保に関する命令

旅客運送船舶運航事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、左記の安全情報を会社のホームページ等で公表するとともに、遅滞なく（目安：1週間以内）その内容を地方運輸局に報告することが義務づけられています。

虚偽の情報を報告した場合や、公表から遅滞なく（目安：1週間以内）報告を行わない場合、海上運送法に基づく処分対象となります。

事業年度を過ぎて未提出の事業者におかれましては、下記URLもしくはQRコードより様式をダウンロードいただき、下記、近畿運輸局運航労務監理官メールアドレスへご提出をお願いします。

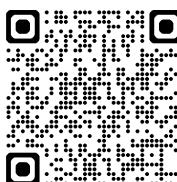
近畿運輸局海上安全環境部運航労務官

提出先メールアドレス：

kkt-ko-urk@gxb.mlit.go.jp

国土交通省HPアドレス(QR)：

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000060.html



リンク先中段の2. 地方運輸局への安全情報の報告
→「様式1及び2ダウンロード」からファイル入手できます

こちら

2. 地方運輸局への安全情報の報告

公表した安全情報の内容については、所定のエクセル様式にご記入のうえ、遅滞なく（目安：1週間）

▶ 様式1及び2ダウンロード（1つのファイルに様式1シート、様式2シートが入っています）

※ 航路毎ではなく、事業者単位で作成して下さい。

※ 報告する内容は、事業年度の末日時点の情報です。



国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）においても毎年度公表を行う